

「障がい者差別禁止法（仮称）」の制定を求める意見書

障がいの有無によらず、だれもが等しく社会参加できる「真のバリアフリー社会」の実現が求められている。2004年の第159回通常国会において、「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、障がいを理由に障がい者を差別してはならないことが、法の基本理念に盛り込まれた。今後は、その理念を実効性あるものとするため、「障がい者差別禁止法（仮称）」の制定が求められる。

1990年制定の「障害を持つアメリカ人に関する法律（ADA法）」を初め、現在、国連加盟189カ国のうち43の国で障がい者差別を禁止する法律がつくられているが、先進国の中でこうした法律を持たない国は日本だけという状況である。

目下、国連では「障がい者の権利条約」の策定作業が進められており、こうした動向も踏まえれば、速やかに国内法を初めとする社会環境の整備に取り組むべきであると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、障がいを持つ人も安心して社会生活を送れるよう、「障がい者差別禁止法（仮称）」の早期制定を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男